

令和4年4月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
1	4月1日	特別区道調査測量委託（単価契約）	令和5年3月31日	一般社団法人東京公共 嘱託登記土地家屋調査 士協会	単価契約	本業務は、同時期に複数現場の土地や権利関係の調査・測量・立会いをする必要が多々あるので、測量業務に精通し、登記手続を業務とする土地家屋調査士を数多く手配できることが必須の要件となる。この点において、本業務を履行することができるのは、墨田区内の土地家屋調査士の約5割が所属している指定業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木管理課
2	4月1日	電線共同溝修正設計委託	令和5年2月27日	株式会社コーセツコンサル タント 東京営業 所	5,841,000	平成29年度に実施した「電線共同溝実施設計及び区画街路第6・7号線の整備等に係る関係機関協議資料作成委託（以下「実施設計」という。）」及び平成30年度に実施した「電線共同溝修正設計及び公共施設整備に伴う関係機関協議支援委託（以下「過年度修正設計」という。）」において作成した設計図書について、修正設計を行う必要が生じた。本業務は、実施設計及び過年度修正設計の内容を把握した上で修正設計を行うものであり、履行期限内に成果をまとめることができるのは、実施設計及び過年度修正設計の受託者である指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	拠点整備課
3	4月22日	庁舎高圧受電設備遮断器切替えスイッチ交換その他工事	令和4年5月29日	株式会社きんでん 東 京支社	6,160,000	指定事業者は、墨田区庁舎設備管理業務委託の再委託者として、庁舎の電気設備点検を行っている事業者である。庁舎電気設備点検及び本工事は、いずれも庁舎の全停電を伴うものであり、その影響を最小限にとどめるためには、この点検及び本工事を同時期に行う必要がある。これらは共に、高圧受電盤内の狭い空間で、限られた停電時間内で行わなくてはならないため、同一の事業者でなければ、作業が交錯することとなり、感電災害、作業の遅延等が発生する可能性があることから、本業務を確実かつ安全に履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
4	4月27日	南辻橋架替に伴う協議資料等作成委託	令和5年3月24日	大日本コンサルタント 株式会社	2,981,000	本委託は、新たに必要となった関係機関協議の資料作成及び協議に伴う図面、数量の修正を行うものであり、これまでの委託成果及び過年度の協議状況を把握している必要がある。指定事業者は、これまでの南辻橋架替整備事業に係る設計委託の受託者であり、履行期限内に成果をまとめることができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	道路公園課